

報告第4号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第4号

専決処分書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年（2022年）3月31日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第17号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第50条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第9条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第

26項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第25項を第24項とし、第26項を第25項とする。

附則第9条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第11条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度までの年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第5号に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第5号

専決処分書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年（2022年）3月31日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第18号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第7項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第17項中「附則第8項」を「附則第7項、第8項」に改める。

附則第18項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」

を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度までの年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年(2022年)5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第7号

専決処分書

民事調停法第17条による決定について同法第18条第1項による異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年(2022年)5月11日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市は、損害賠償請求調停事件に関し、令和4年4月25日付けの民事調停法第17条による決定について、同法第18条第1項による異議の申し立てを行わない。

第1 事件名 伊丹簡易裁判所 令和2年(ノ)第27号 損害賠償請求調停事件
伊丹簡易裁判所 令和3年(ノ)第38号 損害賠償請求調停事件

第2 当事者 申立人 [REDACTED]

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市小浜1丁目1番11号

公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

代表理事 田名網 陽子

第3 民事調停法第17条による決定の概要

- 1 相手方らは、申立人に対し、本件事故により239万5134円の損害が申立人に発生したことを認める。
- 2 申立人及び相手方らは、相手方らが、申立人に対し、前項の金員の3分の1に相当する79万8378円の債務を各自負担することを認める。
- 3 相手方宝塚市は、申立人に対し、前項の79万8378円から既払金33万5132円（同相手方の加入する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度による給付金）を控除した46万3246円を、令和4年5月31日限り、申立人の指定する振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方宝塚市の負担とする。
- 4 相手方公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社（以下「相手方公社」という。）は、申立人に対し、第2項の79万8378円を令和4年5月31日限り、申立人の指定する振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方公社の負担とする。
- 5 相手方[REDACTED]（以下「相手方[REDACTED]」という。）は、申立人に対し、第2項の79万8378円を令和4年5月31日限り、申立人の指定する振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方[REDACTED]の負担とする。
- 6（1） 申立人と相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件に関し、この決定に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
（2） 相手方宝塚市と相手方公社及び相手方[REDACTED]は、相手方宝塚市と相手方公社及び相手方[REDACTED]の間には、本件に関し、この決定に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
（3） 相手方公社と相手方[REDACTED]は、相手方公社と相手方[REDACTED]の間には、本件に関し、この決定に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 調停費用は各自の負担とする。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 65 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（宝塚市市税条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市市税条例（昭和 29 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 37 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 26 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 37 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 35 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 37 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 37 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)

の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「者であって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第52条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2中第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、第23項を第24項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の2中第22項を第23項とし、第2項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第15条の4第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第24条を削る。

（宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち第37条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中宝塚市市税条例第37条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第37条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3の2第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2項及び第3項の規定 令和5年1月1日

（2） 第1条中宝塚市市税条例第26条第4項及び第6項、第35条の9第1項及び第

2 項、第 3 7 条の 2 第 1 項ただし書、第 5 2 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 1 5 条の 4 第 2 項、第 1 9 条の 2 第 4 項並びに第 1 9 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附則第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の宝塚市市税条例（次項、附則第 5 項及び第 6 項において「新条例」という。）第 3 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第 3 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の宝塚市市税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 新条例附則第 9 条の 2 第 2 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下次項において「新法」という。）附則第 1 5 条第 2 項第 5 号に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に対して課する令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第 9 条の 2 第 2 5 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に指定された新法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する貯留機能保全区域内の土地に対して課する令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 66 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項を附則第 20 項とし、附則第 18 項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 7 項、第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に、「附則第 13 項から第 15 項まで」を「附則第 14 項から第 16 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項の前の見出しを削り、同項を附則第 17 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項の前の見出しを削り、同項を附則第 14 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

- 6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第6項の規定は、令和4年4月1日以後に指定された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第44項に規定する貯留機能保全区域内の土地に対して課する令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第 67 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の
公営に関する条例等の一部を改正する条例

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する
条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例（平成 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15, 800 円」を「16, 100 円」に改め、同号イ中
「7, 560 円」を「7, 700 円」に改める。

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関
する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310, 500 円」を
「316, 250 円」に改める。

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関
する条例（平成 19 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 68 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例

宝塚市立病院条例（昭和 59 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 初診加算の項中「5,000 円」を「7,000 円」に、「3,000 円」を「5,000 円」に改め、同表再診加算の項中「2,500 円」を「3,000 円」に、「1,500 円」を「1,900 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の規定は、令和 4 年 10 月 1 日以後に受ける診療に係る初診加算及び再診加算について適用し、同日前に受けた診療に係る初診加算及び再診加算については、なお従前の例による。

議案第 69 号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例
宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例（昭和 39 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表宝塚市立小浜幼稚園の項及び宝塚市立西山幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第70号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)5月20日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

山手台東3丁目さくらの丘公園	宝塚市山手台東3丁目7番1349
----------------	------------------

」

を

「

山手台東3丁目さくらの丘公園	宝塚市山手台東3丁目7番1349
平井第4公園	宝塚市平井3丁目150番3

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例

宝塚市営住宅管理条例（平成9年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第9号中「者を含む。」の次に「以下この号ウ及び第9条第4項において単に「被害者」という。」を加え、「ア又はイ」を「アからウまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所による被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する者

第9条第4項中「配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4562	4562号線	起点	平井3丁目160番2		m 206.45	m 最大 6.00
		終点	平井3丁目170番23			最小 6.00

議案第74号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4563	4563号線	起点	山本中3丁目57番15		m 40.30	m 最大 5.00	
		終点	山本中3丁目57番11			m 最小 4.50	
4564	4564号線	起点	山本中3丁目57番12		m 35.00	m 最大 2.00	歩行者 専用道路
		終点	山本南1丁目1番9			m 最小 2.00	

議案第75号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4565	4565号線	起点	野上4丁目30番6		m 46.00	m 最大 5.50
		終点	野上4丁目33番8			最小 5.15

議案第76号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
3270	変更 前	3270号線	起点	宝梅3丁目53番1		m 153.70	m 最大 4.90
			終点	宝梅3丁目51番			最小 2.30
	変更 後	3270号線	起点	宝梅3丁目53番1		m 176.05	m 最大 4.90
			終点	宝梅3丁目46番9			最小 2.30

議案第77号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住所



氏名 森 増 夫

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第78号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住所



氏名 村上真二

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第79号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住所



氏名 築田敏弘

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第80号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第2条第3号の規定により、議会の認定を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住所



氏名 柴 俊 一

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 81 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 尾 崎 和 之

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 82 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 石 橋 豊

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 83 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 4 年（2022 年）5 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 酒 井 勝 宏

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和4年12月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年（2022年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 足 立 有 里

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。